

南三陸町集中改革プラン

平成 19 年 3 月

宮 城 県 南 三 陸 町

【 目 次 】

計画の位置づけ	P 1
計画期間	P 1
計画の推進・推進体制	P 1
1 計画の推進	
2 計画の推進体制	
計画の体系	P 2 ~ P 3
実施計画	
1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	P 4 ~ P 15
2 行政ニーズへの迅速な対応	P 16 ~ P 19
3 定員管理及び給与の適正化等	P 20 ~ P 22
4 人材育成の推進	P 23 ~ P 24
5 公正の確保と透明性の向上等	P 25 ~ P 27
6 電子自治体の推進	P 28 ~ P 29
7 自主性・自立性の高い財政運営の確保	P 30 ~ P 38

計画の位置づけ

「南三陸町集中改革プラン」は、「南三陸町行政改革大綱」に基づいた行政改革の重点項目等の取り組みを集中的に実施するため、計画期間における改革事項の具体的な取り組みを明示し、その進行管理を行うためのものです。

計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5カ年間とします。

計画の推進・推進体制

1 計画の推進

「集中改革プラン」は、社会情勢と住民ニーズの変化への対応や、P D C Aサイクル【計画(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)】に基づく行政組織運営全般の点検評価に基づいた継続的な改善を図るため、毎年度、計画の見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

「集中改革プラン」の実施にあたっては、全庁的な意志統一のもと関係部局が連携を図りながら推進していく必要があります。

そのため、庁内に設置した「行政改革推進本部」及び「行政改革推進委員会」において、計画の実施状況の把握、推進状況の検証・改善等の協議を行い、計画の確実な実行を図るものとします。

(2) 住民参画の体制

「集中改革プラン」の推進に関し住民の意見を反映させるため、知識経験者等の住民代表者で構成する「南三陸町行政改革懇談会」に計画の実施状況等について報告を行うとともに、意見・提言を聴取し、計画の検証・見直し・推進に反映させていきます。

また、「集中改革プラン」の推進状況について、町のホームページや広報紙による公表を行います

計画の体系

「南三陸町行政改革大綱」に基づく、「集中改革プラン」の体系は、以下のとおりとします。

重点事項	推進施策	改革の取り組み内容	
1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	(1)民間委託の推進	民間委託ガイドラインの策定	
		民間委託推進計画(指針)の策定	
	(2)指定管理者制度の活用	公の施設の指定管理者制度の段階的移行	
	(3)PFI手法の導入検討	PFI等の新たな手法による公共施設の整備と運営方針の検討	
	(4)地方公営企業の経営健全化	【上水道・簡易水道事業】	地方公営企業の経営の総点検の実施
			南三陸町水道創設認可を基本とする上水道事業の中長期計画の策定
			上沢・樋の口簡易水道の上水道への統合
			水道料金の統一
			水道業務の民間委託の推進
			管理業務の効率化と技術部門の一元化の推進
		【下水道事業】	地方公営企業の経営の総点検の実施
			公共下水道への接続推進
			公共下水道使用料の早期統一
			施設設備の維持管理業務の一元化と事務の効率化の促進
	【病院事業】	地方公営企業の経営の総点検の実施	
		医療ニーズや病院運営規模に見合った適正な病床数の確保	
		病院事業の公営企業法全部適用への移行検討	
		医業収益確保対策の推進	
	(5)協働によるまちづくりと男女共同参画の環境づくり	【協働によるまちづくり】	協働に関する基本方針(指針)の策定
			地域自治組織の活性化
提案公募型協働事業の実施			
電子媒体を活用した住民参加の推進			
町長出前トーク、職員出前講座の実施			
【男女協働参画】		男女共同参画計画の策定	
男女共同参画社会づくりに向けた環境整備の推進			
2 行政ニーズへの迅速な対応	(1)簡素・合理化による組織の再構築	現行組織の事務配分及び配置職員数の検証	
		定員適正化計画を基本とする組織体制の構築	
		事務事業の民間委託、公の施設の指定管理者制度への移行による組織の効率化、合理化の促進	
	(2)行政評価システムの導入	行政評価システムの導入に向けた具体的内容の検討と導入	
	(3)行政サービスの向上	行政サービス向上に向けた全庁態勢の確立	
		窓口業務の日曜開庁サービスの拡大と窓口業務開庁時間延長の検討	
町民バス等の運行における利便性の促進			
3 定員管理及び給与の適正化等	(1)定員管理の適正化	定員適正化計画の策定と推進	
	(2)給与の適正化	給与制度運用の適正化推進	
		人事評価制度の導入	
		各種手当の見直し	
	(3)定員・給与等の状況の公表	定員及び給与の状況の公表	
	(4)福利厚生事業	福利厚生事業の適正化と事業内容の公表	

4 人材育成の推進	人材育成の推進	職員研修基本方針に基づく各種職員研修の充実
		人事交流の継続実施
		自主研修制度の創設
		職員提案制度の導入
5 公正の確保と透明性の向上等	公正の確保と透明性の向上等	情報公開の推進
		個人情報保護条例の制定
		パブリックコメント制度の導入
		町ホームページの充実と効果的な活用促進
		地域イントラネットを活用した議会情報の公開
		外部監査制度導入の検討
6 電子自治体の推進	電子自治体の推進	情報化推進計画の策定
		行政手続きのオンライン化推進のための共同アウトソーシングの検討
		電子情報システムの改善と職員の能力開発の推進
		電子情報等を活用した行政情報の発信と庁舎内部会議の効率化
		バーチャルミュージアムの創設と有効活用
7 自主性・自立性の高い財政運営の確保	(1)経費の節減合理化等財政の健全化	
	【財政運営】	財政計画の策定と計画に基づく健全運営の確保
		財務諸表等による財政状況の公表
		総合計画基本構想における財政運営の検証
	【経費の節減合理化】	多様な取り組みによる経費の節減合理化の促進
		職員等の旅費(日当)の見直し
		公用車台数の見直しと有効活用
		ごみの減量化の推進と有料化の検討
		(仮称)庁内エコチャレンジ運動による光熱水費等の削減
		庁内グループウェア等の活用によるペーパーレス化の促進
	【自主財源確保対策】	町税及び税外収入の未収納対策の強化徹底
		広報媒体を活用とした広告募集制度の導入
	【負担の公正性の確保】	上下水道料金等の統一
		公共サービス利用時の受益者負担の適正化
	(2)事務事業の総合的な見直し	事務事業の総合的な見直し
	(3)補助金等の整理合理化	補助金等の整理合理化
(4)公共工事のコスト縮減と適正化	入札制度及び契約制度の総合的な見直しの推進	
	建設工事等発注見直し及び入札結果の公表	
(5)公的施設等の見直しと適正管理	未利用財産の有効活用及び民間譲渡の検討	
	町設置集会所施設等の地域への譲渡推進	
	公共施設の統廃合の検討と推進	

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託の推進

所 管	企画課				
実施項目	民間委託ガイドラインの策定				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する住民ニーズに的確に対応し、限られた財源を有効に活用しながら簡素で効率的な行財政運営を進めていくため、公共的サービスの新たな担い手として期待される民間企業や住民活動団体等と行政との協働による、地方分権時代にふさわしい新たなまちづくりが求められています。 ・行政運営の簡素化・効率化や住民サービスの向上を図るための具体策のひとつとして、これまで行政が直接主体となって実施してきた事務事業・公共サービスのうち、民間が担うことによりサービス水準を低下させることなくコスト削減が可能なものについて、積極的に民間委託を推進します。今後、事務事業のより一層の民間委託を推進するため、民間委託ガイドラインを策定します。 ・ガイドラインは、町が現在所掌している事務事業の委託適合性や新規事業の民間委託の可能性についての判断基準を示すものであり、また民間委託の際の透明性・公平性を確保しつつ計画的に民間委託を推進するための指針として策定するものです。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		ガイドライン検討・策定・公表			
効果	・明確な民間委託基準の設定・公開により透明性の確保が図られる。				

所 管	企画課				
実施項目	民間委託推進計画(指針)の策定				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の総点検において民間委託が可能とされた事務事業のうち、平成 19 年度中に新たに策定する予定の「民間委託ガイドライン」により民間委託すべきと判断されるものを取りまとめ、具体的な移行時期や手法等を明確にした「民間委託推進計画」を策定し、計画的に民間委託を実行します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		計画策定			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による多様で弾力的な公共サービスの提供により、住民満足度の向上に寄与する。 ・経常経費の抑制が図られる。 				

(2) 指定管理者制度の活用

所 管	企画課				
実施項目	公の施設の指定管理者制度の段階的移行				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在町が直営により運営している公の施設のうち、民間事業者のノウハウを導入することで施設の有効活用・住民サービス向上・経費節減等の効果を発揮することが可能なものについて、指定管理者制度への段階的な移行を推進します。 ・平成18年9月1日から、9つの公の施設に指定管理者制度を導入しました。 南三陸町福祉の里 南三陸町志津川デイサービスセンター 南三陸町老人福祉センター 南三陸町歌津デイサービスセンター 神割崎キャンプ場 南三陸町神割観光プラザ 南三陸町ひころの里 南三陸町水産振興センター 活性化センターいずみ・体験農園 ・斎場（平成19年度完成予定）については、施設稼動開始時から指定管理者制度を導入します。 ・衛生センター、スポーツ交流村、平成の森については、平成20年度以降のできるだけ早期の移行を目指し、制度の導入に向けた具体的検討を平成19年度に行います。また、これ以外の施設についても、施設を効果的・効率的に運営するためにはどのような形が最適かについて検討していきます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	9施設移行	1施設移行 (斎場)			
効果	施設の有効活用、住民サービス向上、管理コストの削減が図られる。 削減見込額（移行済9施設合計） 約 2,000千円/年				

(3) PFI手法の導入検討

所 管	企画課				
実施項目	PFI等の新たな手法による公共施設の整備と運営方針の検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・PFIについては、民間活力を活用して低コストで良質な行政サービスが提供でき、官民パートナーシップのもと透明性のある整備手法として有効であることから、今後の公共施設整備については、PFI事業等の新しい手法による公共施設の整備と運営について検討します。 ・導入検討にあたっては、事業手法や事業採算性等の検討はもちろんのこと、効率性等期待される効果の正確な検証や提供される公共サービスの質の確保等についても十分な検討を行う等、既存手法との比較も含め、総合的な見地から判断することとします。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		PFI事業の考え方 の整理			
効果	・公共施設整備におけるイニシャルコストと以後のランニングコスト合算により、一定期間のコスト削減が図られる。				

(4) 地方公営企業の経営健全化 【上水道・簡易水道事業】

所 管	上下水道事業所				
実施項目	地方公営企業の経営の総点検の実施				
実施内容	<p>・地方公営企業の適切かつ効率的な事業運営のため、より一層の経営基盤の強化に取り組み、経営の健全化と事業の活性化に努めます。</p> <p>(1) 水道事業について全体を総点検するため、真に公共的性格の強いもの、民間委託したほうがより効果が高くサービス拡大につながるもの等に分類し、事業運営と経営の両面から検討します。</p> <p>(2) 経営の計画性や目標に基づく事業実施は当然であり、期間損益分析、事業評価を適正に行ないながら運営します。</p> <p>(3) 企業職員にかかる人件費は、一般行政部門との人事配置、調整を図りながら、生産性向上とサービス維持に努めます。</p> <p>(4) 新しい料金算定の根拠となる収支計画を基本遵守し、利用者負担の激変を招くことのないよう安定経営に努めます。</p> <p>(5) 利用者の視点に立った事業運営を展開するため、各種相談、指導、情報提供に努め、相互理解を図りながらサービス向上に取り組みます。</p>				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	中期経営計画策定	中期経営計画の実行・随時変更			
	報告公表(県他) 広報 HP 公表				次期計画策定
効果	<p>・経営を総点検し、独立採算による企業経営を堅持します。</p>				

所 管	上下水道事業所				
実施項目	南三陸町水道創設認可を基本とする上水道事業の中長期計画の策定				
実施内容	<p>・合併による新たな水道認可に基づき上水道事業の安定経営を維持するため、中長期的視点に立った検討を行ないます。</p> <p>(1) 中期経営計画の基本方針を明確にします。</p> <p>(2) 計画策定(目標期間)は5年間とします。 (平成18年度から平成22年度)</p> <p>(3) 事業運営の目標を具体化します。</p> <p>ア) 安全でおいしい水の供給に必要な事項 イ) 安定した水道送配水システムの構築 ウ) お客様の視点に立ったサービスの展開 エ) 健全な企業経営の確立</p>				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	経営の総点検実施		計画内容の再点検		次期計画策定
	中期経営計画の策定	計画実施			
効果	<p>・中長期的な視点にたった効率的な事業運営が図られる。</p> <p>・利用者の視点に立った事業運営が図られる。</p> <p>・利用者の公平負担の維持と安定した水道財政の確保が図られる。</p>				

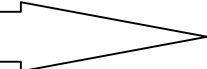
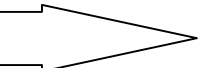
所 管	上下水道事業所				
実施項目	上沢・樋の口簡易水道の上水道への統合				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道の財産を上水道に移管し、特別会計を公営企業に統合して業務管理の集約と給水の一層の安定を図ります。 (1) 現状の簡易水道料金収入では年間費用の半分程度しか賄えず、不足分を一般会計繰入に依存しているため、上水道事業に移管し維持管理等を一元化するなど事業効率性を高めます。 (2) 上水道事業移行後においても、簡易水道整備事業の目的や趣旨を損なうことのないよう、住民の生産と生活の両面にわたって安定給水を図ります。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	統合に係る検討 (国県・庁舎内) 条例改廃手続 特別会計廃止	上水道事業への 統合			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併による行財政の効率化、経営安定化の目的に寄与。 ・一般会計負担軽減額 3,000～3,500 千円 / 年額 				

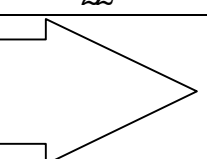
所 管	上下水道事業所				
実施項目	水道料金の統一				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目に基づく水道料金の統一を行いません。 ・協定より1年早い平成19年4月からの施行となりますが、新町としての給水人口、水需要予測、建設計画、維持管理計画など具体的な料金原価に基づく料金算定であり、料金格差等の不均衡期間を短縮しつつ、健全な企業経営と給水サービスを継続します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	料金検討試算、関係法令改正、議決 (12月定例)、住民周知、電算準備	新料金適用			23年度改定に向けた調査検討
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・給水区域内における水道事業の公平性の確保を図ります。 ・独立採算による健全な企業経営を維持するための安定的な財源確保が図られます。 				

所 管	上下水道事業所				
実施項目	水道業務の民間委託の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の水道業務の一部を民間委託するための積極的検討を行いません。平成20年度中の委託開始を目標とします。 ・水道事業は原則として町が担当することに変わりはありませんが、行政側と民間側の役割分担を明確にする時期にあります。 ・部分的委託方式を採用することで、水道事業体組織を維持したまま民間の資金とノウハウを取り込みます。 ・民間委託する業務は、窓口部門と維持管理部門を総括させ、合理的・効率的な事業運営が実現できるよう工夫します。 ・委託業者選定はプロポーザル方式を予定します。 ・人件費等のコスト削減が委託の目的ですが、料金センター新設による閉庁日（時間外含）の新たなサービス開始など委託効果についてもアピールします。 ・委託業務履行状況の査定検証及び契約更新時の対等な交渉技術力と識見を有する専門技術職員の資質向上と人員確保を図ります。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	各種調査活動 費用対効果の試算 各種法令等の検証		一部民間委託への移行 (平成20年度～)		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、維持管理費等の削減に伴う、水道事業経営の安定継続が図られる。 ・民間ノウハウを生かしたきめ細かなサービス提供。 				

所 管	上下水道事業所				
実施項目	管理業務の効率化と技術部門の一元化の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年3月の水道法改正により、浄水場の運転管理や水質管理などの業務について、技術的に信頼できる第三者に委託することが可能になりました。 ・法改正そのものが包括的な民間委託や統合を制度化させ実施を助長するものではありませんが、市町村合併後の管理部門と技術部門の一元化は水道事業にとって最大のテーマと言えます。法改正をきっかけに、旧町ごとに異なる取扱規定や業務のあり方について具体的な検討を加え、平成20年度に予定している民間委託の実施とあわせて一元化を実行するものです。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	取扱事項の整理 各種調査 費用試算	一元化項目決定 住民啓発	民間委託と併せて施行		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・給水事業の施設管理と技術部門の取扱規定を一元化することで合理化が図られ、各種指導や手続きが適正に処理されるほか、何よりも利用者にとってわかりやすい給水サービスが実現できる。 				

(4) 地方公営企業の経営健全化 【下水道事業】

所管	上下水道事業所				
実施項目	地方公営企業の経営の総点検の実施				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続推進により接続率（水洗化率）向上を図り、経営の安定化を図ります。 ・公共下水道料金の統一を図るとともに経営の健全化を図ります。 ・維持管理業務の一元化を図り、維持管理コストの削減を図ります。 ・事務の効率化を図り、合理化を促進します。 ・地方公営企業として安定的な経営を図るための新たな方策についても継続的に検討していきます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	接続の推進 				
		下水道料金統一の検討	下水道料金の統一		
			維持管理業務の一元化 		
効果	コストの縮減、使用料増収により経営の健全化が図られる。				

所 管	上下水道事業所				
実施項目	公共下水道への接続推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・志津川処理区については、供用開始後3年以内（平成19年11月30日まで）に接続率70%以上を目標に接続率の向上を目指します。 ・伊里前処理区については、平成14年3月から供用開始し、その後毎年工事完了区域において供用開始を図っています。平成19年度で事業がほぼ完成することから今後は更なる接続推進を目指します。なお、接続率の向上により現処理場の処理能力（80%）を超える状況が見込まれる場合には、施設設備の拡充を検討し、処理に支障が生じないよう対処していきます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	志津川処理区 60% 伊里前処理区 60%	志津川処理区 70%目標 伊里前処理区 65%目標	接続率80~85%を目標とした接続推進策の実施 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・接続率（水洗化率）の向上により、経営安定化が図られる。 ・公共用水域の水質環境保全が図られる。 				

所管	上下水道事業所				
実施項目	公共下水道使用料の早期統一				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後3年以内に下水道使用料の統一を図ります。 ・下水道処理区の経営実態に見合う形で適正水準に下水道使用料を統一し、中長期的に安定した下水道の経営基盤を確保します。 ・現行料金・・・志津川処理区 4,200円/20m³ 伊里前処理区 3,780円/20m³ 漁集地区 3,150円/20m³ 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		統一使用料の検討	下水道使用料の統一		
効果	・使用料の統一により負担の格差を是正し、一般会計からの繰出金の縮減が図られる。				

所管	上下水道事業所				
実施項目	施設設備の維持管理業務の一元化と事務の効率化の促進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度で伊里前処理区の事業がほぼ完成することから、平成21年度を目途として下水道業務の維持管理業務の一元化を図り、維持管理コストの削減を図ると同時に、事務の効率化を図ります。 ・現状は、2か所にて事務処理を行っています。 上下水道事業所：志津川処理区・漁業集落排水施設を担当 上下水道歌津事業所：伊里前処理区を担当 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		維持管理業務一元化の検討	維持管理業務一元化の実施		
効果	事務の効率化と維持管理コストの削減が図られる。				

(4) 地方公営企業の経営健全化 【病院事業】

所管	公立志津川病院				
実施項目	地方公営企業の経営の総点検の実施				
実施内容	・平成16年4月3日付け総務省公営企業課長通知に基づき、地方公営企業の経営全般について総点検を実施し、問題点・課題等を整理の上、経営改革を推進します。				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		点検実施	継続的な改革の推進		
効果	経営の健全化・効率化等経営基盤の強化による経営改革を推進する。				

所 管	公立志津川病院				
実施項目	医療ニーズや病院運営規模に見合った適正な病床数の確保				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院経営の効率化、更には平成23年度末での介護保険適用療養病床の廃止を見据え、現行の140床の病床数を、平成20年度を目標に、120床に削減します。 【現行病床数】 一般病床 90床 療養病床 50床（医療保険適用病床28床、介護保険適用病床22床）				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		実施体制の検討	120床体制 （一般70床、療養50床）		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上により収益の確保が図られる。 ・効率的な経営につながる。 				

所 管	公立志津川病院				
実施項目	病院事業の公営企業法全部適用への移行検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、病院事業は、地方公営企業法の一部適用（財務規程のみ）となっています。 ・今後、条例で定めるところにより地方公営企業法の適用範囲を広げ、病院管理者として新院長を招聘することを基本として、地方公営企業法全部適用への移行を検討します。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		移行に向けた検討（随時移行）			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・組織を町長部局から独立し、独自の経営方針を立案することが可能になるとともに、広範な権限及び強力なリーダーシップを持つ管理者を設置し、経営責任を明確にすることにより、公営企業としての企業性を高めることが可能となる。 ・内部組織、職員の任免・給与等の身分取扱い、予算原案・説明書の作成、資産の取得・管理・処分、契約の締結、労働協約の締結等が管理者の担当事務となり、柔軟な運営を行なうことが可能となる。 ・事業運営方針等の意思決定及び事務手続などが迅速化し、患者サービスの向上が図られる。 ・管理者が病院経営に精通した医師である場合には、医療に対する専門的知見を活用できるため、地域医療連携、患者本位の医療の確立、医療水準の向上等に高い効果が得られ、経営改善に結びつけることが可能となる。 				

所 管	公立志津川病院				
実施項目	医業収益確保対策の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医業収益確保については、町内の診療所との機能分担・連携を基本とし、特に入院患者の確保による増収を図る必要があります。 ・ 具体的には、 病診連携の強化により診療受入態勢の充実を図ります。 病床利用率を向上させ入院患者増による収益の確保を図ります。 ・ その他の増収対策として、以下の点について重点的に取り組みます。 在宅医療（訪問診療・訪問看護、訪問リハビリ）の充実を図ります。 各種健診（町職員健診、人間ドック、住民検診の二次検査）等の受診推進により収益の確保を図ります。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	継続実施				
効 果	・ 医業収支の改善により、経営基盤が安定する。				

所 管	公立志津川病院				
実施項目	業務委託の推進による費用節減の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、外部委託可能な業務について、順次委託を進めてきました。 ・ 今後は、現在事務職員が行なっている医療事務業務の全面委託についての調査、検討を進め、平成 20 年度を目標に全面委託に移行します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	調査、検討	一部実施	全面委託		
効 果	・ 正規配属職員の減により、人件費の抑制が図られる。				

(5) 協働によるまちづくりと男女共同参画の環境づくり 【協働によるまちづくり】

所 管	企画課				
実施項目	協働に関する基本方針（指針）の策定				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長や拡大が望めない社会構造に対応し、地域において将来にわたり持続可能な公共サービスが提供される状態を生み出すためには、これまでのように行政が主体となつてすべての公共サービスを担う形から、民間事業者やNPO・地域団体等、行政以外の主体が行政とともに公共サービスを担うという「協働」の考え方を取り入れた形へと、まちづくりのあり方自体を転換していく必要があります。 ・ 協働は、各主体間の対等な協力関係と相互理解に基づくものであり、単に行政が行う事務事業の代行や業務委託の一環として考えるものではありません。 ・ 上記の考え方を踏まえ、町民と行政との協働を推進するため「協働に関する基本方針」を策定し、公表します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		方針の検討、策定、公表			
効 果	・ 「協働」の目的に関する町民・行政の相互理解を深め、協働を推進する。				

所 管	企画課				
実施項目	地域自治組織の活性化				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区や契約講等の地域自治組織の活性化を推進するほか、既存のまちづくり団体のNPO法人化等組織強化に向けた支援を行い、協働のまちづくりの担い手を育成します。 ・地域振興に係る事務を所掌するため地区公民館に併設している「地域振興センター」の役割を明確化し、その機能の充実と地域振興施策の推進を図ります。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		検討・実施			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地域団体の育成により、行政のパートナーとして・公共の担い手として地域課題を地域で解決できる環境が整備され、多様な住民ニーズに対応した参加と協働の行政運営が可能となる。 ・地域振興に関する相談や地域コミュニティの育成等支援体制が強化され、協働のまちづくりが活発化される。 				

所 管	企画課				
実施項目	提案公募型協働事業の実施				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、町民からの事業提案を公募し予算化する「提案公募型協働事業」について検討し、実施します。 ・平成 18 年度から実施している「ふるさとまちづくり・ひとづくり創出事業」に加え、多様な主体の参画を促す観点から、既存補助事業を再構築・統合した事業へと再編します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		既存補助制度の再構築・制度検討	提案公募型協働事業の開始		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の参画による納得度、満足度の向上 ・地域活力の向上 				

所 管	企画課				
実施項目	電子媒体を活用した住民参加の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協働を支援する場のひとつとして、インターネットを活用した電子町民会議室を開設し、町民相互あるいは町民と行政との対話を行う場として活用します。 ・町長に直接住民からの意見を伝えるために設置している電子メール受信箱の運用を見直し、積極的なPRにより有効活用を促します。 ・町民から行政に寄せられた意見・アイデアに対しては誠実に回答するとともに、意見内容とその回答については原則公開とし、今後のまちづくりに積極的に反映させます。 ・住民や住民が参加する団体の主催による公益のための活動を支援するため、町ホームページ上に各種イベント等の情報を掲載する場を提供します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		電子町民会議室・試行	電子町民会議室本格稼働		
		団体等イベント掲示板稼働			
		町長メール受信箱の活用			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの一方通行型から脱却し、行政と住民の垣根を越えた双方向の対話型行政運営が展開可能となる。 ・住民ニーズに対応した行政運営のスピードアップに繋がる。 				

所 管	企画課				
実施項目	町長出前トーク、職員出前講座の実施				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町民と行政との相互理解と信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを推進するためのツールとして、現在実施している「町長出前トーク」と「みんなの出前講座」の充実と有効活用を図ります。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		町長出前トークの趣旨周知			
		出前トークの実施			
		出前講座内容検討実施	出前講座の実施		
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政との垣根が低くなる。 ・住民と行政の相互理解が促進される。 				

(5) 協働によるまちづくりと男女共同参画の環境づくり 【男女共同参画】

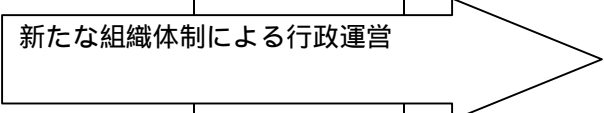
所 管	企画課				
実施項目	男女共同参画計画の策定				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や少子化が進行している社会情勢の変化に対応し、地域においても企業・団体など社会活動への女性参画を促進する必要があります。 ・男女共同参画社会の実現は、企業・団体はもとより、地域社会全体が、性別による固定的な役割分担意識の是正を図ることについての相互理解を深めた上で、推進していく必要があります。 ・上記の考え方を踏まえ、地域社会全体で男女共同参画社会を推進するための計画を策定します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
			方針検討	計画策定	
	啓発活動の推進				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会において女性参画が進むことにより、新しい視点によるまちづくりが推進される。 				

所 管	企画課				
実施項目	男女共同参画社会づくりに向けた環境整備の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化、少子化が進展する中、仕事と育児・介護等の家庭生活の両立により、生涯を通じて男女がともに充実した生活を送るための社会環境整備の重要性は増してきています。男女がともに子育てを行うなど、ともに家族としての責任を果たすことができる社会環境整備が必要です。 ・このような社会環境整備を進めるためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立を困難にするような職場風土を改革する必要があり、男性が家庭生活に積極的に関わることができるような環境整備や意識啓発を行う必要があります。 ・上記の考え方を踏まえ、企業等に対し、仕事と子育て、仕事と介護の両立のための制度の定着促進等についての意識啓発を行います。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		啓発活動の実施			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭に向けた性別による固定的な役割分担意識を解消するための啓発活動を行うことにより、地域社会への女性参画機会を促進し、新しい視点によるまちづくりが推進される。 				

2 行政ニーズの迅速な対応

(1) 簡素・合理化による組織の再構築

所 管	企画課				
実施項目	現行組織の事務配分及び配置職員数の検証				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の行政組織規則等で整理されている分掌事務の配分及びそれに基づく配置職員数について、細部の事務内容等について再度整理再編し、適正な事務配分とそれに基づく職員数により、より簡素で効率的な組織体制を構築します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		分掌事務と職員数の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政組織体制の構築 ・条例・規則の改正 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な行政組織の確立による事務コストの減少 				

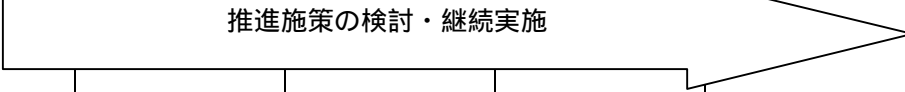
所 管	企画課				
実施項目	定員適正化計画を基本とする組織体制の構築				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数については、定員適正化計画に基づき、年次ごとに削減することとしています。 ・職員数の減少により住民サービスの質の低下や事務の停滞といった悪影響を招くことのないよう、計画どおりに職員数が減少することを前提とした組織体制を構築します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画策定 ・新たな組織体制の検討 			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の減少に伴う住民サービスの質の低下や事務の停滞を、あらかじめ回避することができる。 				


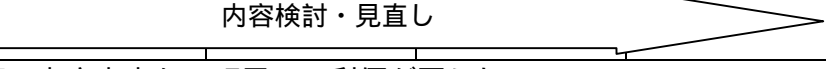
所 管	企画課				
実施項目	事務事業の民間委託、公の施設の指定管理者制度移行による組織の効率化、合理化の促進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業や公の施設の管理について、民間導入により行政よりも多様なサービス提供が期待でき、かつコスト削減につながるものは、指定管理者制度導入や民間委託を進めます。 ・民間に委ねることのできる分野を積極的に民間に委ねることにより、行政は専門的で高度な行政サービスを展開していきます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		民間委託推進計画・民間委託ガイドライン策定			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の民間委託により、事業コスト削減と公の施設の適正管理、運営コストの削減が図られる。 ・組織の簡素化と職員数の削減が促進される。 ・専門的な行政サービスの展開による住民満足度向上が図られる。 				

(2) 行政評価システムの導入

所 管	企画課				
実施項目	行政評価システム導入に向けた具体的内容の検討と導入				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりのビジョンである「総合計画」と自治体運営のビジョンである「行政改革大綱」「集中改革プラン」は、今後のまちづくりや行政運営の重要な指針として位置付けられるものです。これらの計画の進行管理を適正かつ効率的に行いつつ、住民サービスの向上と安定的な行政運営を進めるためには、実施された施策や事務事業の成果について検証や評価を行い、以後に続く施策にその結果を反映させていくことが必要です。 ・検証や評価の手段として、住民の視点に立った目的・成果指向型の行政運営への転換 職員の意識改革・政策形成能力の向上 わかりやすく透明性の高い行政運営の実現、の3点の実現を目標とする「行政評価システム」について検討し、早期の導入を図ります。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		評価システム研究、導入プロセス・評価尺度検討			
			行政評価 試行実施	行政評価 本格導入	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の成果の把握と町民満足度の向上 ・行政運営におけるP D C Aサイクルの確立 				

(3) 行政サービスの向上

所 管	全庁				
実施項目	行政サービス向上に向けた全庁態勢の確立				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの向上は、一時的・一過性の取り組みで達成できるものではなく、日常的・継続的に取り組んでいく必要があります。また、直接住民と接する部門だけの取り組みにとどめることなく、職員の意識改革を含めた全庁的な態勢づくりを進めていく必要があります。 全庁的な態勢づくりを進め、追加コストの発生をできるだけ抑えつつ「利用者の視点」「住民の視点」から見た行政サービスの質の向上を図るため、事務事業の総点検や職員提案制度の活用等を通じて個々の職員の持つアイデアを発掘し、その具現化を推進します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
					
効 果	・住民サービス向上に向けた動きの迅速化が図られる。				

所 管	町民税務課				
実施項目	窓口業務の日曜開庁サービスの拡大と窓口業務開庁時間延長の検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 現在、窓口業務は、平日のほか毎週日曜日に「日曜開庁」を実施しており、平日に来庁できない町民への利便を図っています。 現在の日曜開庁での取扱い業務は、下記のとおりです。 通常開庁時間外における窓口業務については、時間外窓口の開設に係る業務コストの増加を防ぎつつ住民の利便性の向上が図られるよう、例えば平日時間外における対応や住民異動の多い時期の取扱業務の拡充等、取扱業務の範囲や開庁日・時間帯等について、より望ましい窓口サービスのあり方を検討していきます。 <p><日曜開庁での取扱業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍個人事項証明・戸籍全部事項証明 ・住民票抄本・住民票謄本 ・印鑑証明書（印鑑登録は不可）、印鑑登録証引替交付 ・納税証明書 ・所得証明書 ・課税証明書・非課税証明書 ・資産証明書 ・町税収納 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
					
効 果					
	・平日に仕事等で来庁出来ない町民への利便が図られる。				

所 管	企画課				
実施項目	町民バス等の運行における利便性の促進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から（株）宮交登米バスが町内で運行していた全てのバス路線が、平成18年9月末で廃止されました。これに伴い、町では、町民の通院・通学等の足としての公共交通の確保を図るため、平成18年10月2日から町民バスの運行、乗合タクシー運行補助及びスクールバスの委託運行を開始しています（計3系統10路線）。 ・現行の町民バス等の運行系統や運行時間帯等は、従来の路線バスのものを基本として運行していますが、今後は乗車実績や利用者の意見・要望等を踏まえ、路線や運行時間帯、停留所の位置等の見直しを行い、利用客の利便性の向上と経費の節減を図ります。 ・今後、学区の再編に伴う小中学校の統廃合が控えていることから、スクールバスの運行についても検討します。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	見直しの検討（継続・随時）				
	見直しの実施（継続・随時）				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通全体の見直しにより、利用する町民の利便性が向上する。 ・見直しにより、経費の節減が図られる。 				

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

所 管	総務課						
実施項目	定員適正化計画の策定と推進						
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴い、職員数が類似団体に比べて多くなっていることから、定員適正化計画（計画期間：平成23年4月1日まで）を早急に策定し、職員数の適正規模への減員を計画的に進めます。 なお、現状からの職員数の推移見込は下表のとおりです。 今後数年内には団塊世代の退職者が多数見込まれますが、その補充については不補充ではなく、職員の年齢構成バランスを考慮した最低限の補充を行うこととします。 勤奨退職制度の効果的な活用を図ります。 公立志津川病院については、経営状況に配慮し、また施設基準に基づいた適切な医療体制を整備しつつ、人員配置の効率化等により職員数の増加を抑制することとします。 						
	職員数の推移見込						
	年度 区 分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
	一般行政職員数	259	255	254	250	246	239
	（退職予定数）		10	5	7	7	12
	（採用予定数）		6	4	3	3	5
	差引き（累計）		4	5	9	13	20
	一般行政職員削減率（％）						7.7
	公立病院職員数	115	115	115	115	115	114
	総職員数	374	370	369	365	361	353
	差引き（累計）		4	5	9	13	21
	<p>表中、次の事項以外の数値は、各年度4月1日現在の予定数。</p> <p>平成18年度の職員数については、当該年度途中に採用した職員数も含めた数値。</p> <p>退職予定数欄は前年度の退職予定数。平成19年度の数値は定年退職者数に勤奨・自己都合退職者数を含む数値。</p>						
	実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定員適正化計画の策定		計画に基づく定員の適正化推進					
効果	・職員数の減少により、総人件費の削減が見込まれる。						

(2) 給与の適正化

所 管	総務課				
実施項目	給与制度運用の適正化推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職と一般職の全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、町民の理解と支持が得られるよう、給与制度運用の適正化を推進します。 ・平成18年度から行なっている給与制度の構造改革を受け、人件費の抑制が図られてきています。引き続き、国及び他の地方公共団体との均衡を勘案した給与水準の適正化を推進するとともに、町の財政状況を勘案した独自の給与制度運用についても検討を進めます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	給与構造改革の実施	継続的に適正化の取り組み実施			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・給与構造改革による平成18年度給与支給額は、改正しない場合と比較し、全体で約17,800千円ほど抑制されている。 				

所 管	総務課				
実施項目	人事評価制度の導入				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力・勤務実績を重視した、公正で客観的な人事評価制度を導入します。 ・人事評価制度の設計等については、試行の中で、また導入後において随時必要な改良・見直しを行ないながら、適正な評価制度の構築を図ります。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	人事評価制度導入に向けた検討	人事評価制度の導入(試行を含む)	改良・見直し等の継続実施		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの能力と職務に対する意欲が高められ、人材の育成、組織の活性化が図られる。 ・適材適所の人材配置が図られる。 				

所 管	総務課				
実施項目	各種手当の見直し				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当については、支給額等の見直しを図り、職員の適正な勤務体制の確保を図ります。 ・勤務体制の見直し等により、時間外勤務を縮減し、時間外勤務手当の一層の縮減を図ります。 ・管理職手当については、人件費抑制の観点から、平成18年度に一律30%の削減を行いました。今後は、国の制度に合わせた定率制から定額制への移行や、職務・職責の反映方法等の見直しを図ります。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	各種見直し・検討(継続実施)				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手当の適正化による人件費の抑制が図られる。 				

(3) 定員・給与等の状況の公表


所 管	総務課				
実施項目	定員管理及び給与の状況の公表				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定員管理及び給与の状況の公表については、「南三陸町人事行政の運営の状況の公表に関する条例」に基づき、広報紙のほか町のホームページに掲載することにより公表しているところです。 ・今後も、引き続き町民にわかりやすいよう工夫し、公表していきます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	継続実施				
効 果	・人事・給与制度の透明性・公正性を確保する。				

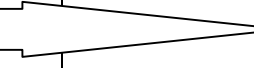
(4) 福利厚生事業

所 管	総務課				
実施項目	福利厚生事業の適正化と事業内容の公表				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の福利厚生に関しては、職員の健康保持増進のための事業（人間ドックほか各種健康診断事業等）を実施しています。今後も町民からの理解が得られるような事業についてのみ実施することとします。 ・定員・給与等の状況の公表に合わせて、職員の福利厚生に関する実施項目等についても公表を行います。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	継続実施				
効 果	・職員個々の健康管理への意識を向上させることにより、健全な職場環境を構築する。				

4 人材育成の推進

人材育成の推進

所 管	総務課				
実施項目	職員研修基本方針に基づく各種職員研修の充実				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な人材育成を図るため、職員の研修に関する基本的な方針を策定し、公表します。 年度ごとに職員研修計画を策定し、効率的・効果的に職員研修を実施します。 市町村職員研修所における研修のほか、東北自治研修所、市町村アカデミー、自治大学校、町村会等で実施される研修に対する職員の派遣を行います。 職場内研修の推進や自己啓発の支援、宮城県・国等への派遣研修等を行なうなど、長期的な人材育成の視点から職員研修を推進します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		職員研修方針 の策定・公表			
	職員研修の継続的实施 				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 職員の資質の向上が図られる。 職員の職務遂行に必要な知識、技能の習得が図られる。 住民福祉の向上に対する使命感や責任感の高揚が図られる。 				

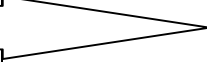
所 管	総務課				
実施項目	人事交流の継続実施				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 合併前の志津川町において継続的に行ってきた、国や宮城県の職員との人事交流を、南三陸町においても実施します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	継続実施 				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の職員を受け入れることにより、新しい発想での政策の企画立案と組織の活性化等が図られます。 人事交流を通じ、高度な行政水準を確保することが期待できます。 町職員の幅広い視野や知識・技術の修得等、資質の向上が図られます。 				

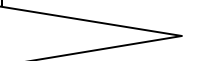
所 管	企画課				
実施項目	自主研修制度の創設				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の能力・自発性・モチベーションの向上を図り、組織を活性化させるため、自らを高めようとする職員が自発的に行う自主研修活動を支援する制度を創設します。 ・ 職員や職員グループが自主的に研究テーマを考え勉強し、研修を計画実施する活動等を推奨し、組織全体の課題解決能力向上に役立てます。 ・ 職員の自主研修をバックアップするための職員勤務体制や職場環境づくりについてもあわせて検討し、推進します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		制度検討・ 試行	継続実施 必要に応じた制度見直し（随時）		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質向上と職員間の意識改革の醸成が図られる。 ・ 柔軟な組織づくりによる課題・問題の認識と解決能力の向上が図られる。 				

所 管	企画課				
実施項目	職員提案制度の導入				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービス向上や事務の効率化に関する、職員の実務レベルでの知恵やアイデアの発揮を促進するため、職員提案制度を創設し、その活用を図ります。 ・ 職員提案制度においては、個人での提案はもちろん、課・係や任意のチームといった単位での提案を奨励することにより、組織全体の課題発見・課題解決能力の向上を図るとともに、住民サービスの向上や事務の効率化へ向けたアイデアの具現化を推進します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		職員提案制度 検討・導入	継続実施		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービスの向上・事務の効率化が図られる。 ・ 職員の能力向上と、組織としての課題発見・解決能力の向上が図られる 				

5 公正の確保と透明性の向上

公正の確保と透明性の向上等

所 管	企画課				
実施項目	情報公開の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する行政の説明責任を徹底することにより、公正性と透明性を確保し、町民と行政との相互の信頼関係を構築するため、南三陸町情報公開条例の趣旨を踏まえ、広報紙・インターネット其他媒体を有効に活用し、行政活動に関する情報の積極的な提供・公開を推進します。 ・パブリックコメント制度の導入等を含め、町の情報公開に対する姿勢の「事後の情報公開」から「事前の情報公開」への転換を推進するための庁内ガイドラインを策定します。 ・各種審議会等の会議については、公開を原則とします。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		情報公開ガイドライン策定			
積極的な情報公開の推進 					
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・行政活動の公平性と透明性が確保される。 ・町民満足度の向上に寄与する。 				

所 管	総務課				
実施項目	個人情報保護条例の制定				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町の行政機関が取り扱う個人情報の保護に関する事項を定めた「個人情報保護条例」を制定し、さらに関連制度やマニュアルを整備します。 ・個人情報保護条例は、個人情報の取扱いに関し、保護の対象となる個人情報の範囲を電子計算機に記録された情報だけでなく文書に記載された情報にまで広げ、町が保有する個人情報について適切に取扱い、個人の権利利益の侵害を防止するために制定するものです。 ・町が説明責任の観点から行う積極的な情報公開は、個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないように行います。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		条例制定 マニュアル類の 作成			
職員研修の継続実施 					
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・町民のプライバシーの保護 ・不法行為の防止 				

所 管	企画課				
実施項目	パブリックコメント制度の導入				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政の透明性・公平性を確保し、住民と行政とのパートナーシップづくりを推進するための取組みのひとつとして、町的意思決定過程にパブリックコメント制度（意見公募手続制度）を導入します。 この制度は、町の基本的な政策や計画等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容をあらかじめ公表し、広く住民から意見や情報、専門的知識等を求め、寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮して町としての意思決定を行うものです。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		制度検討	制度創設		
	試行実施				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 住民の行政への参画機会の増加 行政の透明性・公正性の確保 				

所 管	企画課				
実施項目	町ホームページの充実と効果的な活用促進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用し、町の機関からの積極的な情報発信・情報提供を推進します。 町ホームページを町の情報窓口・積極的な情報提供の拠点サービスと位置付け、行政情報を、住民から見て分かりやすい形で、積極的に提供します。 町ホームページにより提供する情報の質・量を、ともに向上させます。 インターネットの利点である双方向性を活用し、町民と行政とが相互に自由な意見交換を行える場を町ホームページ上に設置します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 町民の行政への参画機会の増加 町外への南三陸町の情報発信による知名度向上と交流等の促進 				

所 管	企画課				
実施項目	地域イントラネットを活用した議会情報の公開				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域イントラネット基盤を活用し、議会の中継映像を3箇所の大型ディスプレイ、8箇所の公共端末のほかホームページを介してリアルタイムに配信します。 議会中継は、「ビデオ・オン・デマンド方式」を採用し、開会中に閲覧できない方のため見たい時にビデオ映像を見ることができ環境を整備します。また、議会だより、議会日程、議事録や議員情報をホームページを介していつでも閲覧できる環境を整備します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	システム構築				
効 果	行政、議会運営の透明性が確保される。				

所 管	監査委員事務局				
実施項目	外部監査制度導入の検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査制度は、監査機能の専門性や独立性を一層充実させるため、特定事件等について公認会計士や税理士などの資格を有する者が自治体との外部監査契約に基づいて関係機関の監査を行う、地方自治法の規定に基づく制度です。 合併後の新たな枠組みによる本町のまちづくりを進める上で、専門的な視点による外部監査制度は、健全で適正な行財政運営を推進するための有効な手段であると考えられることから、制度導入に向けた検討を行います。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		導入検討			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 導入した場合、行財政運営に関する監査制度の充実が図られる。 				

6 電子自治体の推進

電子自治体の推進

所 管	企画課				
実施項目	情報化推進計画の策定				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町行政の情報化を計画的に推進するため、また地域課題を解決する手段として情報化を有効に活用するため、行政情報化と地域情報化を一体的に融合させた情報化推進計画を策定します。 ・行政だけではなく、各種団体、住民など多様な主体の意見を反映し、実効性のある計画づくりを進めます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	基本方針 住民意向調査	計画策定			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化施策の計画的な実施が図られる。 				

所 管	企画課				
実施項目	行政手続きのオンライン化推進のための共同アウトソーシングの検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国がIT新改革戦略で掲げている「世界一便利で効率的な電子行政」を目指し、宮城県電子市町村推進会議共同アウトソーシング部会での検討と連携した共同システム構築・共同運用の実現に向けて取り組みます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	検討		システム構築		運用開始
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請が可能となることによる住民手続きの利便性向上 ・単独で取り組む場合と比べてシステム開発、運用経費の削減が図られる。 				

所 管	企画課				
実施項目	電子情報システムの改善と職員の能力開発の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に統合した住民情報系システムのリース期間満了（平成22年9月）に向け、現在のパッケージシステムから、職員が容易にカスタマイズが出来るオープンソースシステムへの転換を図ります。 ・新たなシステムの構築に向け、職員の知識・能力の向上と専門スタッフの養成と配置を推進します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		システム検討	職員能力開発	システム選定・移行	稼働
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・競争原理が導入可能になることによる運用経費の削減 ・職員能力向上によるカスタマイズ・自庁電算処理による委託料の削減 				

所 管	企画課				
実施項目	電子情報システムを活用した行政情報の発信と庁舎内部会議の効率化				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域イントラネット基盤を活用して防災・防犯・行政情報等を携帯電話やパソコンに配信し、幅広い層に対し即時性の高い情報提供を行います。 ・庁内LANを再構築するとともに、庁内グループウェアを活用した住民意見や苦情、要望事項等のデータベース化と意見等に関する情報の共有化を推進します。 ・庁内グループウェアを活用し、内部会議に係る内容・資料等の事前提供による会議時間の短縮、ペーパーレス化を推進します。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	庁内LAN再構築	町民意見等のデータベース化の推進			
		内部会議短縮・ペーパーレス化の推進			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化が推進され、質の高い住民サービスを提供可能となる。 ・会議時間の短縮・ペーパーレス化による業務の効率化が図られる。 				

所 管	企画課				
実施項目	バーチャルミュージアムの創設と有効活用				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の仮想博物館として、南三陸町内に存在する文化財等を紹介する「バーチャルミュージアム」を開設しました。今後、町内小中学校を接続する地域イントラネット基盤により学校教育に活用するほか、町の生活文化資料として活用を図ります。 ・また、自然環境、防災、観光等に関して町が保有する資料や写真画像等を電子データとして格納し、地域イントラネット基盤を活用して提供するシステム「(仮称)南三陸e-アルバム」を構築します。これらは行政での活用のほか、小中学生の総合学習等における教育資料として有効活用できる環境を整えます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	「バーチャルミュージアム」開設	データ追加・拡充(随時・継続実施)			
	「南三陸e-アルバム」システム構築	データ追加・拡充(随時・継続実施)			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットで文化財等、地域の歴史や文化に関する情報を一元的に整理して公開することで、地域資源についての認識が深められる。 ・行政の保有する資料や写真等の有効利用が図られる。 ・次代を担う小中学生が、ふるさとを再認識することによりふるさとに誇りをもつ等人材育成に寄与する。 				

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化 【財政運営】

所 管	総務課				
実施項目	財政計画の策定と計画に基づく健全運営の確保				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画基本構想」に基づくまちづくりを着実に進めていくためには、それを担保する確かな財政基盤が必要です。最少の経費で最大の効果があげられるよう、中長期的な見地からの財政見通しを踏まえ、持続可能な財政運営を進めるための方針と財源確保の具体的な取り組みを明示した「財政計画」を策定し、健全な財政運営に努めます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		平成 18 年度決算をベースに策定 (基準年度)	実行		
			前年度計画の検証	前年度計画の検証	
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 計画に沿った歳入確保・歳出抑制により、各事業計画への財政面での裏付けを担保することが可能となる。 				

所 管	総務課				
実施項目	財務諸表等による財政状況の公表				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 財政状況資料やバランスシート等の財務諸表をわかりやすく整理した上で、広報紙や町のホームページ等の媒体を活用して、住民に対して町の財政状況を積極的に公表していきます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	継続実施				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい財政状況などをわかりやすく公表することにより、町民と行政の行財政運営に対する相互理解が深まる。 				

所 管	総務課				
実施項目	総合計画基本構想における財政運営の検証				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画基本構想」に基づくまちづくりを着実に進め、持続可能な行財政基盤を確立するため、歳入・歳出の動向や各種財政指標の動向等を検証しながら、事業効果の測定・評価・分析を実施し、必要に応じ、政策及び施策の再構築を実施していきます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	「総合計画基本構想」策定	検証実施			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進及び財政運営の合理化、効率化が図られる。 				

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化 【経費の節減合理化】

所 管	企画課				
実施項目	多様な取組みによる経費の節減合理化の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の厳しい財政環境下において一定の行政サービス水準を保ちながら安定的な行財政運営を行っていくためには、従来にもまして行政組織のスリム化や事務事業の簡素化・合理化を図っていく必要があります。 ・そのためには、本プランに掲げる「事務事業の総点検」や「補助金・負担金の見直し」、「事務事業の民間委託の推進」等の取り組みを計画的かつ継続的に推進し、行政運営経費の節減合理化に努めます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	検討・実施				▶
効 果	・経費の総合的な節減合理化により、財政の健全化が図られる。				

所 管	総務課					
実施項目	職員等の旅費（日当）の見直し					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・南三陸町職員の旅費に関する条例に基づき、現在、一般職の職員に係る旅費のうち、日当は一律 2,000 円として支給を行っています。 ・日当については、給与制度の適正化とあわせ、旅費の実費相当額支給の観点から、平成 19 年度中に廃止する方向で検討します。 ・また、非常勤特別職等の費用弁償についても、今後検討の上、町民の理解が得られるよう、実態に合わせて適正化を図ります。 					
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	(一般職)	日当の廃止・旅費の見直し検討・実施				▶
	(特別職等)	適正化の検討、必要に応じた見直し（随時）				▶
効 果	・旅費の日当の廃止により、経費の節減が図られる。					

所 管	総務課				
実施項目	公用車台数の見直しと有効活用				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、各課で管理する公用車は80台を超え、年間の経費（一般整備費及び車検代）は4,260千円となっています。 ・必要な車両を効率的に利用できるよう、全体の公用車台数の見直し、本庁・支所での車両数配分の見直し、配車管理の一元化等、より効率的に配車を管理できる体制を確立します。 ・公用車の更新の際には、リース車両やハイブリッド車両の導入に努め、導入経費・維持管理経費の縮減に努めます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	効率的な配車管理体制の検討・実施				
実施計画	リース車・ハイブリッド車への移行（順次）				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公用車の有効活用が図られる。 ・公用車管理コストの削減が図られる。 ・ハイブリッド車の増加により、燃料費の縮減が図られ、さらに環境問題に貢献する。 				

所 管	環境対策課				
実施項目	ごみの減量化の推進と有料化の検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在町が実施している資源物の収集について、町民及び事業所への周知を図り、リサイクル率の向上を図ります。また、資源物として収集する品目の拡充についても検討します。 ・レジ袋の排出を抑制するため、商工会、商店、婦人団体等と連携しながらマイバッグ運動を推進します。 ・商店等の協力を得たうえで、商品の簡易包装化を推進します。 ・現在実施している指定ごみ袋によるごみ収集について、住民の理解を得ながら、ごみ処理有料化への移行について検討します。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	リサイクル率向上の推進				
	資源物収集品目拡充の検討・実施				
	調査・研究		マイバッグ運動・簡易包装の推進		
実施計画	ごみ処理有料化への移行検討				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量化により、ごみ処理費の削減が図られる。 ・資源物の回収徹底により、歳入の確保及び環境に対する住民意識の高揚が図られる。 <p>資源物販売による歳入見込額 約 5,000千円/年 廃棄物減量化による削減見込額 約 20,000千円/年</p>				

所 管	企画課				
実施項目	(仮称)庁内エコチャレンジ運動による光熱水費等の削減				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前から、町有施設等の維持管理にあたっては、行政経費の節減という目的のほか地球温暖化対策の一環として、町の「地球温暖化対策に関する実行計画」を定めて光熱水費等の節減に取り組んできたところです。 ・新町としてもこの趣旨を引き継ぎ、各施設の管理運営にあたっては、電気や水道の使用料、燃料費などの光熱水費や消耗品等について一定の削減目標を設定し実行する「(仮称)庁内エコチャレンジ運動」を展開し、全庁をあげて経費削減と省エネルギー対策・省資源対策に積極的に取り組みます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		検討 ・ 実施			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な取り組みにより、光熱水費の削減が図られる。 ・職員の環境やコストに関する意識啓発が図られる。 				

所 管	企画課				
実施項目	庁内グループウェア等の活用によるペーパーレス化の推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、行政運営を円滑に行うため庁内における連絡調整や情報共有を目的とした各種会議や打合せが行われていますが、その際の会議資料等は印刷物として配布されることが多く、年間相当額の用紙購入費やコピー使用料を要しています。 ・一方、事務処理の効率化、情報の共有化等を推進するため庁内のIT化が進んでおり、パソコン等の機器を活用した庁内LANの構築とグループウェアの導入に加え、平成18年度においては、各公共施設間を光ファイバー網で結ぶ地域イントラネット基盤も整備されています。 ・庁内業務のIT化推進にあたっては、従来から事務の効率化を主眼に置いて取り組んできたところです。今後は、内部的な情報提供をグループウェア等を活用して電子データで提供したり、会議資料等の作成の際には紙の使用を極力少なくする工夫をする等、ペーパーレス化の推進による経費の削減に積極的に取り組みます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		実施 ・ 推進			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の使用量の減と購入経費の節減合理化が図られる。 				

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化 【自主財源確保対策】

所 管	町民税務課				
実施項目	町税及び税外収入の未収金対策の強化徹底				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に開催している「町税等徴収確保対策会議」を活用し、町税及び税外収入（上下水道料金、住宅使用料、保育料、学校給食費）に関する未収金確保対策についての関係課間の連携強化を図ります。 ・県から専門職員の人的派遣を受け、町税の収納対策の強化を図ります。また、県税事務所との連携体制を確立し、効果的な収納対策を推進します。 ・夜間・休日徴収の実施や全庁体制による特別徴収を実施するとともに、担当課の連携による「収納対策班（仮称）」を設置する等、組織体制の強化を検討します。 ・再三の督促・催告にもかかわらず納付の意思がみられない町税滞納者に対しては、これまでも給与や預貯金の差押え等法的措置を講じてきたところですが、今後も負担の公平を保つため、差押え・競売等の法的措置を強化徹底し、未収金の確保につなげます。あわせて、税外未収金についても、同様の法的措置の適用を検討します。 ・やむを得ない事情による納付困難者に対しては、個別の納付相談に応じつつ計画的な納付を促す等、滞納額の累増を防止し収納率の向上を図ります。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・町税及び税外収入の収納率向上と税収確保が図られる。 				

所 管	企画課 企画政策係				
実施項目	広報媒体を活用した広告募集制度の導入				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙、ホームページ、封筒等の広報媒体や公用車両等に広告掲載枠を設け、一般企業等の広告を募集し掲載する「広告募集制度」を導入します。 ・広告の掲載は有償とし、広告料収入を町の新たな自主財源とします。 ・広告枠を設定する対象物の範囲については、順次拡大させる方向で検討を進めます。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保が図られる。 ・町内事業者の広告を掲載することで、地域の一体的なPRに繋がる。 				

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化 【負担の公平性の確保】

所 管	上下水道事業所				
実施項目	上下水道料金等の統一				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の上下水道料金は、合併前の旧町単位での料金体系となっています。町内での料金の統一を図ることにより、負担の公平性の確保と企業経営の安定化を図ります。 ・ 上水道料金については、水道創設認可を基本とする上水道事業の中長期計画の策定にあわせて、平成19年度から料金の統一を図ることとしています。 ・ 下水道料金については、合併協議において合併後3年以内に料金の統一を図ることとされていることから、平成20年度の料金統一に向けて検討を進めます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	(上水道) 統一化の検討	統一料金実施(平成19年度~)			
	(下水道)	統一化の検討	統一料金実施(平成20年度~)		
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道料金の統一が図られ、住民負担の公平が図られる。 				

所 管	企画課				
実施項目	公共サービス利用時の受益者負担の適正化				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の使用料金及び減免等については、基本的に旧町での取扱いを踏襲しています。そのため、類似施設間であっても料金体系が著しく相違する場合や、減免の割合・水準が著しく相違する場合があります。 ・ 受益と負担のバランスを保ち、また受益者間での負担の公平性を保つ観点から、各施設の使用料金及び減免等の取扱いを総合的に見直し、住民サービス低下につながらないよう配慮しつつ受益者負担の適正化を図ります。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		調査検討	適正化の実施		
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者間の公平性が確保される。 ・ 適正水準の受益者負担により、施設の利用が促進される。 				

(2) 事務事業の総合的な見直し

所 管	企画課				
実施項目	事務事業の総合的な見直し				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危機的な財政状況の打開と、成果志向の行政運営への転換を図るため、既存のすべての事務事業を対象として「事務事業の総点検」を実施します。 ・既存事務事業の棚卸を行うとともに、職員の間での議論を深めつつ、事務事業の本来の目的や成果についての検証を行います。 ・事務事業の検証は、住民サービスの向上・経費の節減合理化・自主財源の確保の観点から実施し、外部環境変化に伴い既に役割を終えている事務事業や政策目的達成への貢献度が低い事務事業については廃止・統合を行います。 ・さらに、行政評価システムを構築し、総合計画と事務事業の整合性を図りつつ、成果指標による進行管理を進めます。 ・検証過程と検証結果は、公開を前提とします。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の位置付けが、施策目的に合致するものとして明確化される。 ・目的の類似した事業の統合等により、より集中的・効果的な事業展開が図られる。 				

(3) 補助金等の整理合理化

所 管	企画課				
実施項目	補助金等の整理合理化				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町が支出する補助金について、その本来の趣旨と効果をより一層発揮するため、「公益上の必要性」という観点から、整理・統合を推進します。また、補助制度の新規創設や整理・統合にあたっての統一的な考え方についての指針を示したガイドラインを策定し、公表します。 ・原則としてすべての補助制度に「サンセット方式」を導入し、補助制度の定期的な見直しを行います。 ・町が各種協議会等に対して支出する負担金についても、公益性の観点からその必要性を検証します。 				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	補助金等実態調査の実施	補助金ガイドラインの検討・策定・公表			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・整理・統合により、一層の公益性・公平性の確保 ・補助事業の事業効果の明確化 				

(4) 公共工事のコスト縮減と適正化

所 管	総務課				
実施項目	入札制度及び契約制度の総合的な見直しの推進				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ設定した価格よりも低い価格で入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行ったうえで落札者を決定する「低入札価格調査制度」を、平成18年度に導入しました。 ・入札制度及び契約制度の検討・改善のため、庁内に『入札制度等検討委員会』を設置し、総合的な見直しを進めていきます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	「低入札価格調査制度」の導入 「入札制度等検討委員会」の設置 入札制度等検討委員会における検討と改善				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事のコスト削減と公正な入札制度の確立が図られる。 				

所 管	総務課				
実施項目	建設工事等発注見直し及び入札結果の公表				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南三陸町建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、町が発注する公共工事についての発注見直しや、入札・契約の過程及び契約の内容を公表しています。 ・ 入札・契約事務についての透明性・公正性をさらに高めるため、公表の手法等についての検討を行います。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	継続実施・随時見直し検討				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の発注の透明性が確保され、適正化が図られる。 				

(5) 公的施設等の見直しと適正管理

所 管	総務課				
実施項目	未利用財産の有効活用及び民間譲渡の検討				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が所有する公有財産（土地）のうち、今後公共用地としての利活用の可能性の少ないものについて、民間譲渡を進めます。 				
実施計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		譲渡を進める未利用財産の検討整理	未利用財産の民間譲渡推進		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産譲渡による財源の確保 ・ 透明で適正な公有財産の管理 				

所 管	総務課				
実施項目	町設置集会所施設等の地域への譲渡推進				
実施内容	・町が事業主体となって整備したコミュニティ施設等について、施設所在地域等への譲渡を進めます。				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		施設譲渡開始			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の推進 ・自治意識の醸成 				

所 管	総務課				
実施項目	公共施設の統廃合の検討と推進				
実施内容	・小中学校の学区再編や保育事業の見直し等に伴い、公共施設の統廃合を進めるとともに既存施設の有効活用を進めます。				
実施計画	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		公共施設の統 廃合開始			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模での施設運営とコスト削減 ・安心な施設での住民への公共サービスの提供 				